
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第93号
(2022年11月8日配信)

農林水産業者を含む中小企業者等向けに、
「静岡県中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金」が創設されました

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者（農林水産業者を含む）の事業継続を支援するため、価格転嫁やコスト削減の取組に対する助成制度が、静岡県経営支援課により創設されましたのでお知らせします。

●支援対象

物価高騰の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者
（農林水産業者・フリーランス・企業組合等も含む）
※中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に規定された事業者が対象。

●補助額

最大 50万円（対象経費の2/3を補助）

●対象経費

次のいずれかの物価高騰対策の取組に要する経費

- (1) 価格転嫁に関すること
- (2) コスト削減に関すること

●事業活用例

- (1) 直接的な値上げ交渉が難しく、他の方法で価格転嫁対策を行う取組
→新たな販路開拓
・展示会への出展（出展料、ブース装飾等）
・広報費（パンフレット作成、ホームページ作成等）
- (2) 製造販売方法等の業務効率化や省エネ対応機器の導入により、コスト削減を行う取組
→業務効率化
・帳簿の電子化（ノートパソコン、会計ソフト等）
→省エネ対策
・エアコン等省エネ機器更新、断熱工事、断熱塗装等

●注意事項

- ・令和4年4月以降に行われた活動の経費であること
 - ・令和5年1月末までに対象経費の支出が完了すること
- ※他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です。

●申請方法

原則オンライン申請（11月28日午前10時より入力可能）
※ホームページ（<https://shizuoka-hojokin.jp>）で、申請の要件や必要な書類等を御確認ください。

●申請期間

令和4年11月28日（月）～令和4年12月23日（金）
※予算の都合により、締め切り前に受付を終了する場合があります。

●問合せ先

当補助金に関して、コールセンターが開設されていますので、何か不明な点があれば、下記へお問い合わせください。

【コールセンター（中小企業者等物価高騰対策補助金事務局）】

電話番号：0570-055-023

午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

ホームページ：<https://shizuoka-hojokin.jp>

あずまニュース第93号はいかがだったでしょうか。
これからも皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思えます。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL：055-920-2157・2158 FAX：055-924-8594

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-720/index.html>

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレス
に配信停止のご連絡をお願いします。
その際『あずまニュース』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、あずまニュース配信先の変
更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、
お名前をお知らせ下さい。
